

としま区民センター共同荷さばきスペース 利用規約

南北区道周辺荷さばきルール運用協議会（以下、協議会）（事務局：豊島区都市計画課）が設置し、公益財団法人としま未来文化財団（以下、施設管理者）が管理する「としま区民センター共同荷さばきスペース（以下、共同荷さばきスペース）」を利用する場合は、下記の規約に従ってご利用いただきます。

1. 目的

共同荷さばきスペースは、南北区道周辺荷さばきルール策定に伴い、としま区民センターの荷さばき駐車場2台のうち1台を一部の時間帯に限り無償で提供し、南北区道周辺（東池袋一丁目8番～33番）への配送業者様が短時間駐車し、荷さばきを行うためのスペースとして利用することを目的としています。なお、共同荷さばきスペースにおいて、荷さばき以外の行為を行うことは禁止とします。

2. 免責

- (1) 協議会および施設管理者は、共同荷さばきスペース内における車両、その付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損については、施設管理者の責に帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。
- (2) 協議会および施設管理者は、共同荷さばきスペース内の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の人の行為又は駐車場内に存在する車両又はその付属装着物もしくは積載物等に起因して被った損害、その他共同荷さばきスペース内で発生した施設管理者の責に帰すべき事由によらない原因に起因して被った損害について責任を負いません。
- (3) 協議会および施設管理者は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について責任を負いません。

3. 駐車対象

共同荷さばきスペースを利用できる対象車両は、搬出入先が南北区道周辺（東池袋一丁目8番～33番）の車両に限ります。

4. 駐車することができるスペース

- (1) 共同荷さばきスペースを利用できる車両は、下記の車室に駐車出来る車両に限ります。
【車室の大きさ】長さ7.7m 幅3.0m 【天井高さ】3.2m
- (2) (1)の基準に該当する車両でも、下記の車両は駐車することができません。
 1. オート・レベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
 2. エアロパーツ装着車両等、施設設備等との接触により入出庫障害を起こすおそれのある車両。

3. 無登録車両、車検切れ車両等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
 4. 自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
 5. 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
 6. 仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
 7. 付属装着物等があり、接触により駐車場施設もしくは機器又は他の自動車の損傷を発生させるおそれのある車両。
 8. 大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両等で、駐車場施設又は機器に損傷を発生させるおそれのある車両。
 9. 危険物、有害汚染物質、その他安全もしくは衛生を害するおそれのある物又は悪臭発生もしくは液汁漏出の原因となる物を積載した車両。
- (3) (1) (2) の規定の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員等を含めて判断するものとします。
- (4) (1) の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。
- (5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

5. 駐車料金

- (1) 利用登録料は無料です。
- (2) 利用料金は無料です。ただし、「6. 駐車時間」を超えての駐車はできません。

6. 駐車時間

- (1) 利用可能時間帯は、土日休日 12:00~19:00 です。ただし、共同荷さばきスペースを有する施設が休館日（不定休）の際は、利用対象外となります。
- (2) 利用時間は、原則 20 分です。

7. 駐車方法

- (1) 共同荷さばきスペースを利用の際は、事前に申請フォーム又は登録申請書にて登録手続きを行い、協議会（事務局）より承認を受けてください。
- (2) 共同荷さばきスペースを利用の際は、協議会（事務局）より発行された共同荷さばきスペース駐車許可証（以下、駐車許可証）（図-1 参照）を必ず車内掲示してください。なお、駐車許可証を複製して利用することはできません。
- (3) 共同荷さばきスペースを利用の際は、駐車許可証に記載されている利用日時を遵守願います。
- (4) 共同荷さばきスペースを利用の際は、利用者が現地に設置されている共同荷さばきスペース看板（以下、看板）（図-2 参照）を安全な場所へ動かして利用してください。利用が終了した際は、元の場所に看板を戻してください。

- (5) としま区民センターの施設利用者が搬出入を行うための予約がある場合は、「としま区民センター予約者専用」看板を掲示します。その場合は、共同荷さばきスペースとしての利用はできません。ご注意ください。
- (6) 共同荷さばきスペースは予約制ではありません。共同荷さばきスペースが満車の場合は、他の路外駐車場等をご利用いただき、路上での駐車待ちは行わないでください。
- (7) 共同荷さばきスペース内でのアイドリング、空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、大きな話し声等の近隣等への迷惑な行為は禁止です。
- (8) 共同荷さばきスペース内は禁煙です。
- (9) 共同荷さばきスペース内へのゴミ（梱包類・吸殻・空き缶・弁当空き箱・雑誌等）の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止です。

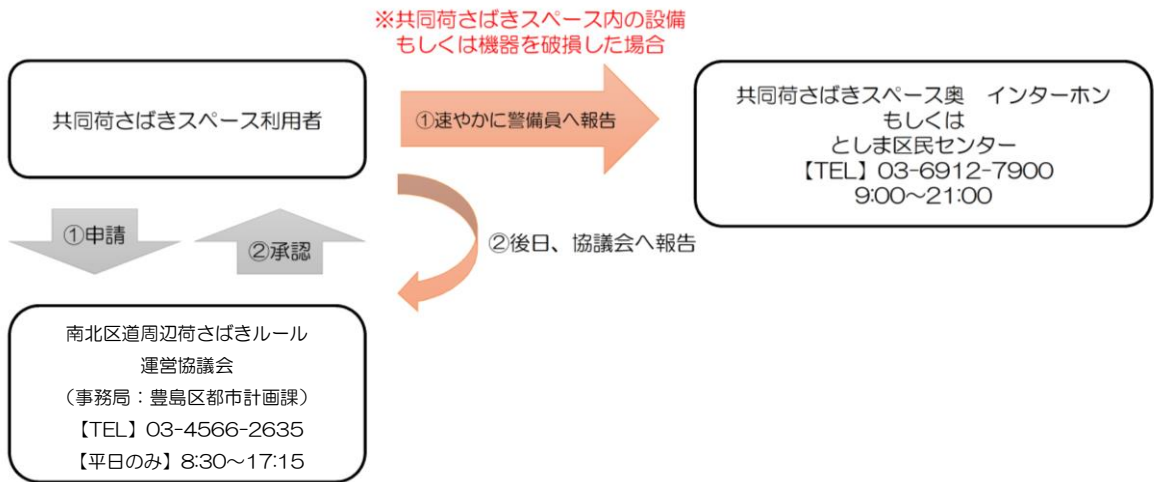
8. 利用者の賠償責任

共同荷さばきスペース利用者が、本規約もしくはとしま区民センター利用に伴う規約に違反した場合又は故意もしくは過失により共同荷さばきスペースの設備もしくは機器を破損した場合は、それにより施設管理者が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。）を賠償して頂きます。

9. その他

- (1) 共同荷さばきスペースを利用できる車両は、協議会より駐車許可を受けた車両に限ります。
- (2) 共同荷さばきスペース内の設備もしくは機器を破損した場合は、下図のとおり、速やかに施設管理者へ報告してください。（調整中、破損時は警備室等）
- (3) 共同荷さばきスペース利用に際し、登録内容に変更があった場合は、速やかに協議会まで連絡をお願いします。
- (4) 駐車許可証は貴社以外の使用（他社への転売、譲渡、貸与等）は一切認められません。
- (5) 共同荷さばきスペースの利用可能期間は、駐車許可証発行から3か月間です。更新の際は、再度申請手続きを行ってください。
- (6) 搬出入先との取引が終了した場合等、共同荷さばきスペースの利用がなくなった場合は、駐車許可証を必ず協議会へご返却ください。
- (7) 協議会あるいは施設管理者の都合により、共同荷さばきスペースが使えなくなる場合があります。
- (8) 上記の他は、全て協議会または施設管理者の指示に従ってください。
- (9) 上記に違反した場合または登録申請書の記載内容に虚偽が発覚した場合、駐車許可証を取り消す場合があります。

【連絡フロー図】



としま区民センター (例) 登録No.●●●

共同荷さばきスペース駐車許可証

■会社名 : _____

電話番号 : _____

■緊急連絡先 : _____

■車種・車両ナンバー : _____

■利用時間帯 : _____

■有効期限 : _____年 _____月 _____日

発行元：南北区道周辺荷さばきルール策定協議会
事務局：豊島区都市整備部都市計画課

図－1 共同荷さばきスペース駐車許可証 (例)



駐車不可



駐車可

図-2 共同荷さばきスペース看板（例）

